

勧誘方法等確認のお願い

クレジットのお申込みにあたって、お客様が不利益を被らないために、売買契約等に係る下記の1.~4.に記載の内容について、お客様自らご確認くださいませようお願いいたします。また、クレジットのお申込みの内容につきましては、割賦販売法に基づき、当社から電話で確認の連絡をさせていただきますので、ご協力の程よろしくをお願いいたします。なお、当社からの電話確認時には、加盟店のサービス申込書をお手元にご用意くださいますようお願いいたします。

《以下の番号よりお電話いたします》

☎ 06-7634-7029

※ 着信があった際は、お手数ですが上記の番号に折り返しお電話をお願いいたします（9:30~20:00/年始休業）

1. お申込みいただく際には、以下の事項をご確認ください。

- (1) お申込みいただく商品・サービス・役務（授業含む）・教材等は申込書にすべて記載されていますか。また、申込書に記載されていない付帯サービスや約束事項はありませんか。
- (2) お客様が購入される商品の必要とする数量、または役務の提供（授業含む）を受けられる期間などは、ご自身で決められたものですか。
- (3) 商品及びサービスの内容それらの性能・品質、効果・効能または役務（授業含む）・教材等の内容について、カタログ、チラシ、パンフレット等に記載されていた内容通りの説明でしたか。また、実現が不確実であるのにあたかも確実であるような説明を受けていませんか。

2. クーリングオフの内容等についてご確認ください。

- (1) クーリングオフのお知らせをご覧になりましたか。
- (2) 原則として、申込書記載の「申込年月日」の日付が起算日となります。

3. 販売店による以下の行為は、法律で禁止されておりますのでご確認ください。

- (1) 勧誘時に嘘をつくこと（不実告知）。
- (2) 消費者にとって不利な事実があっても、わざと言わないこと（事実不告知）。
- (3) 脅迫まがいに契約を迫ること（威迫・困惑）。
- (4) 契約をするまで長時間居座ること、または「帰る」との意思表示をしたにもかかわらず契約するまで帰さないこと（不退去・退去妨害）。
- (5) 「クーリングオフはできない」と嘘を言うこと、威迫して困惑させることなどによりクーリングオフを妨害すること。
- (6) 虚偽・誇大説明をすること。

注）禁止行為等についてお気づきの点がありましたら、速やかに当社にお申し出ください。

4. 「特定継続的役務提供」の販売方法による契約について

「特定継続的役務提供」の販売方法によるご契約のお申込みをいただく際、『中途解約』について記載された書面をご覧になりましたか。

※ お申し込みの内容やご契約内容が実際のものと相違している場合や、上記記載内容に一つでも該当する場合は、当社から確認の電話を差し上げた際に必ずお申し出くださいますようお願いいたします。



〒105-0011 東京都港区芝公園 1-1-1

〔後払いワイド/QR 分割払いに関するお問合せ〕 後払いサービスデスク ☎ 06-7732-7676（9:00~17:30/年始休業）